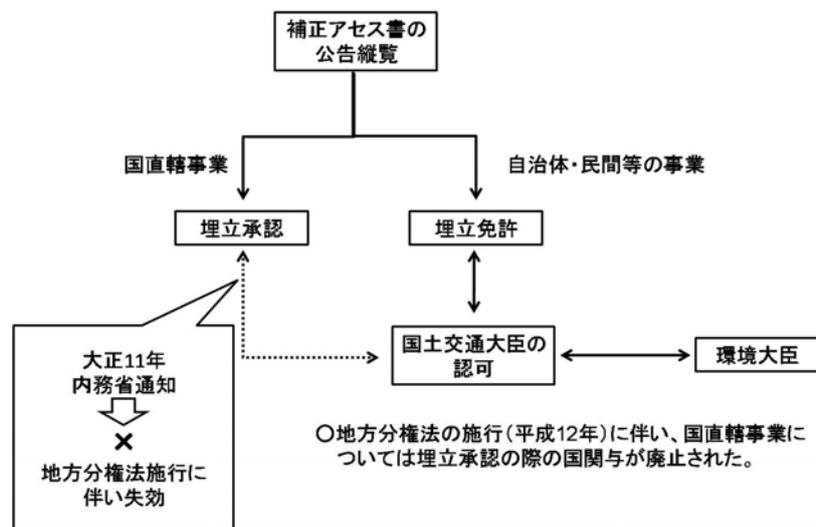


国の関与について

1. 公有水面埋立法における国の関与について

1-1. 公有水面埋立法の改正経緯

- (1) 公有水面埋立法では、国以外の者が行う事業については、知事等の免許に先立ち国土交通大臣が認可を行うこととされており、その際、50ヘクタールを超える埋立及び環境保全上特別の配慮を要する埋立については、同法に基づく措置として環境大臣の意見が求められる仕組みとなっている。
- (2) 同法では国直轄の事業については、大正11年の内務省通知により、国が行う事業に対する知事の承認に当たって、国以外の者が行う事業と同様に国の認可を必要とする運用を実施しており、この際に環境庁長官（当時）の意見を求める運用がなされていた。
- しかし、地方分権法の施行を契機に、平成12年4月から上記の通知による措置が廃止され、国が事業主体の埋立事業については、環境大臣の意見が求められなくなった。
- (3) 公有水面埋立法による公有水面の埋立て及び干拓の事業は、環境影響評価法に基づく手続を要する対象事業として規定されている。しかし、公有水面埋立法の免許権者は知事又は港湾管理者の長であり、環境影響評価法上は、すべての事業について、評価書に関する環境大臣に対する意見照会が行われない。

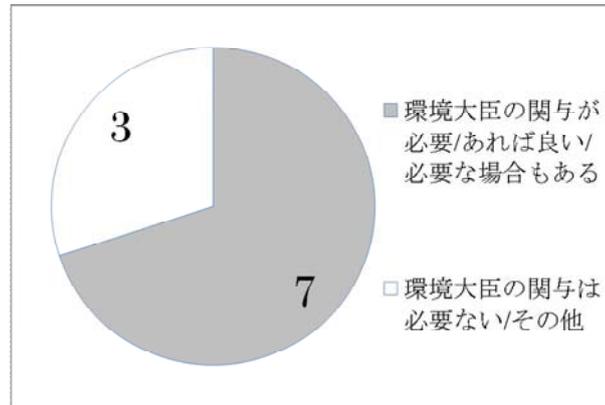


1-2. 公有水面埋立事業の大臣関与に関する自治体アンケート結果

平成20年度、環境省関与のない公有水面埋立事業の審査実績を持つ地方公共団体(10団体)に対して環境省関与の必要性についてのアンケートを実施した結果、「環境省の関与が必要」という回答が2団体、「実際の審査案件の中で環境大臣の関与があればよかったと思われる案件があった」という回答が2団体、「実際の審査案件ではないが、環境大臣の関与は必要な場合もあると思われる」という回答が3団体あった。

環境省の関与が必要と考える理由としては、「事業実施区域又は環境影響が他の都道府県に及ぶ」といった回答が見られた。

環境大臣関与の必要性について



(対象：法対象の公有水面埋立事業の審査実績を有する 10 地方公共団体)

1 - 3 . 公有水面埋立事業の大臣関与が議論となった主な事例

平成 12 年に環境影響評価手続が終了した沖縄県の中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業は、上記の通知による措置が廃止された後の事業であるため、環境影響評価手続及び公有水面埋立法に基づく承認・免許の手続において、環境省の関与の機会は設けられていない。同事業についてはアセス手続終了後、希少植物の移植措置等について国会の場等において取り上げられており、その際に環境大臣の関与の手続が必要ではないかという指摘もなされている（平成 21 年 3 月 17 日参議院環境委員会・岡崎トミ子議員等）。

2 . 方法書の記載事項に関連する環境大臣意見について

平成 19 年 3 月までに環境影響評価法に基づく手続が完了した案件のうち、環境大臣が関与した 57 件を対象に、環境大臣意見の内容を調査*したところ、16 件において、以下に例示されるような方法書段階に関わる意見が含まれており、事業者の追加調査を求める内容となっていた。

項目選定に関して発出した意見の例

事業	環境大臣意見
A 鉄道	工事の実施に伴い発生する窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響の程度並びに必要な対策についての検討結果を評価書に記載すること。
B 道路	計画路線は希少種が生息・生育する池沼が点在する地域を通過することから、凍結防止剤を含む路面排水がこれらの池沼に流入することによる生息・生育環境への影響について予測評価を行うこと。

* 当初から法に基づく手続を実施し、平成 19 年 3 月末までに手続を完了した 62 件のうち、環境大臣が関与した 57 件を対象に分類・整理を行った。

調査手法に関して発出した意見の例

事業	環境大臣意見
C 飛行場	また、地下水調査についても、当該地域の地下水の通常の状態を把握していないことから、再調査を行うこと。

予測手法に関して発出した意見の例

事業	環境大臣意見
D 発電所	一般排水による水の汚れの予測に当たっては、一般排水濃度の日間平均値だけでなく、最大値も用いた拡散計算を行うこと。

評価手法に関して発出した意見の例

事業	環境大臣意見
E 飛行場	建設作業騒音の評価において、本評価書では自動車騒音の要請限度と比較評価しているが、この要請限度には、建設機械の作業音は含まれないことから、騒音規制法第15条第1項の環境大臣が定める基準と比較評価するように見直すこと。また、評価にあたっては、「環境への負荷を可能な限り低減する」との環境影響評価の趣旨を踏まえ、現状の騒音レベルとの比較を併せて行うとともに、必要に応じ騒音の軽減に資する建設機械の稼働方法を採用するなどの環境保全措置を検討すること。なお、建設作業振動についても、同様の観点から評価を見直すこと。
F 道路	工事用車両の運行による騒音については、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の限度（要請限度）との整合が図られているとの評価を行っているが、要請限度は公安委員会に対し、自動車騒音対策に係る必要な措置を執るべきことを要請するための限度値であることから、騒音に係る環境基準との整合による評価を行い、その評価をも踏まえた対策の検討内容とすること。 また、その結果を評価書に記載すること。

3. ポイント

公有水面埋立事業のような国の関与のない事業の取扱について、自治体アンケート結果等では、環境省の関与が必要等との意見が多く見られる。

平成19年3月までに環境影響評価法に基づく手続が完了し、このうち環境大臣が関与した案件において、環境大臣意見に方法書段階に相当する内容が含まれていた案件が3割程度見られる。